

## 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(平成18年新潟市条例第133号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 条例第14条の規定による表彰は、自主的な防犯活動等において顕著な功績があったと市長が認める市民、事業者、団体等に対して行うものとする。

(警察署長との協議)

第3条 条例第26条第3項の規定による所在地を管轄する警察署長との協議は、別記様式第1号によるものとする。

(立入り調査等)

第4条 条例第26条第4項の規定により立入り調査等を行う職員は、別記様式第2号による身分証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(措置の命令)

第5条 条例第26条第5項の規定による命令は、別記様式第3号によるものとする。

(公表)

第6条 条例第26条第6項の規定による公表は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

(1) 命令に従わない者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 命令に従わない者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第 号  
年 月 日

警察署長 様

新潟市長 印

空地又は空家に関する指導について ( 協議 )

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第 2 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり協議します。

下記に掲げる ( 空地・空家 ) につき、防犯上支障があり、下記により指導したいと考えています。

記

1 所在地

新潟市

2 指導の内容

担当

電話番号

別記様式第2号(第4条関係)

(表)

		第	号
写真	身分証明書		
	所 属		
	氏 名		
	生年月日		
上記の者は、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第26条第4項の規定により、立入り調査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日			
			新潟市長 印

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
トル

9センチメートル

(裏)

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(抄)

(土地又は建物の管理者の措置等)

第26条 第1項, 第2項 (省略)

3 市長は,空地又は空家の管理状態に防犯上支障があると認められるときは,その所在地を管轄する警察署長と協議のうえ,当該空地又は空家の所有者又は管理者に対し,必要な改善を行うよう指導することができる。

4 市は,前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは,その空地又は空家に立ち入り,その状況を調査し,並びにその所有者,占有者及び管理者の氏名等を調査することができる。

第5項,第6項 (省略)

第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

命令書

下記(土地・建物)について、必要な改善を行うよう指導しましたが、年 月 日現在、未だに改善されていませんので、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第26条第5項の規定により、必要な改善を行うよう命令します。

記

1 所在地

新潟市

2 命令の内容

3 履行期限

年 月 日

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、新潟市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起することができます。